

指定管理施設サイト ページ内バナー広告募集要項

(一財)大阪スポーツみどり財団が管理運営する指定管理施設のサイト内において、指定管理施設内にて営業等を行なっている企業に限り、関連ページにリンクバナーを貼っていただくことができます。

掲載サイト

- ・長居植物園(<http://www.nagai-park.jp/n-syoku/index.html>)
- ・八幡屋スポーツパークセンター (<http://www.yahataya-park.jp/>)
- ・鶴見緑地(<http://www.tsurumi-ryokuchi.jp/>)
- ・咲くやこの花館 (<http://www.sakuyakonohana.com/>)
- ・南港 BTB(<http://www.nanko-btb.jp/>)
- ・大東 GTG(<http://www.daito-sports.jp>)

広告掲載場所

- ・関連ページ内

掲載料金

月額 1 ページ1か所あたり 5,000 円(税抜)

広告掲載期間

- ・広告期間は原則4月から翌年3月末までの1年間とし、途中掲載の場合は掲載開始日より3月末までとします。
- ・途中解約は可能ですが、解約月の1ヶ月前までにお申し出ください。
- ・2月末までに解約のお申し出がない場合は、自動継続となります。
- ・メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。

広告費 支払方法

- ・広告費は、半期ごとに前払いとなります。
- ・請求書に記載の当財団指定口座にお振込み願います。
- ・4月～翌年3月の期間、1枠の場合、下記の要領となります。
4月末までに前期分(30,000 円+税)、10月末までに後期分(30,000 円+税)
- ・途中掲載の場合は、掲載開始月の月末までに9月もしくは3月末までの期間に応じた費用をお支払ください。

- ・途中解約の場合、既納の広告費については返金できません。
- ・振込み手数料については、ご負担いただきますようお願いいたします。

□バナー広告仕様

サイズ 掲載したいページ、記事の大きさにあわせてご提案ください。

ファイル形式 GIF・JPEG・PNG(アニメ不可)

ファイルサイズ 100キロバイト以内

※バナー広告(画像)は各自で作成してください。

当財団で制作する場合は、制作費 5000 円～10000 円(税抜)が必要です。

※バナー広告とともに、テキストを掲載したい場合はテキスト内容とともにご提案ください。

ボリューム等によっては別途費用が必要になる場合があります。

□掲載までの流れ

- ①各施設の「バナー広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、FAX、郵送、持参のいずれかで提出してください。※提出先はこの募集要項の最後に記載しています。
- ②申込書の記載事項とリンク先のホームページの内容について、各施設の基準に適合するかどうか審査させていただきます。
- ③審査後、申込書に掲載許可・承認印を捺印し、ご担当者のメールアドレスかFAX、または郵送にてお送りします。
- ④掲載許可・承認印を捺印した申込書が届きましたら、掲載日の1週間前までに電子メールまたはCD-Rなどの提出可能な磁気メディアでバナー広告(画像)を提出してください。
※バナーデザインに問題がある場合は、修正をお願いいたします。
- ⑤バナー広告をトップページに掲載します。
※バナー広告(画像)の提出が遅れますと、掲載日が遅れますのでご注意ください。

□申込受付

随時

※掲載希望月の1ヵ月前までにお申し込みください。

□掲載開始・終了日

- ・掲載開始は、掲載希望月の1日午前10時までにバナーをアップロードします。
1日が休日(土・日・祝・年末)の場合は、前月の最終平日にアップロードします。
- ・掲載終了は、3月1日の18時以降～翌日午前10時までにバナーの削除を行ないます。

3月31日が休日(土・日)の場合は、翌平日午前10時までにバナーの削除を行いません。
但し、HPを削除する場合は、3月31日の営業終了時間以降～当日中に削除します。

□広告掲載できないもの

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するもの
- (9) 当該広告事業の内容を、当財団が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 当財団の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) 全各号に掲げるもののほか、(一財)大阪スポーツみどり財団 理事長が、不相当と認める広告

□その他

- ・ホームページのレイアウト変更等により、掲載位置の変更等が生じる場合は、事前に変更案を提案し、協議させていただきます。変更費用については、当財団負担とします。
- ・サーバ障害等による緊急メンテナンスなどにより、予告なくホームページを一時的に閉鎖することがあります。
- ・アクセス件数などについては各施設の広報担当者にご確認ください。
- ・契約期間中に、申請企業様のご都合によりバナーの差し替えを行う場合は、別途差し替え費用が必要になることがあります。
- ・各指定管理施設の業務に必要なリンクについては、広告費を必要としない場合があります。
各指定管理施設にお問い合わせください。

■各施設申込書提出先

【長居植物園】

- ・郵送またはご持参の場合
〒546-0034 大阪市東住吉区长居公園 1-23
長居植物園 HP 広告バナー担当宛て
- ・FAX の場合 : 06-6696-7405

【八幡屋公園・大阪中央体育館・大阪プール】

- ・郵送またはご持参の場合
〒552-0005 大阪府大阪市港区田中 3-1-40
八幡屋スポーツパークセンター HP 広告バナー担当宛て
- ・FAX の場合 : 06-6576-0080

【鶴見緑地】

- ・郵送またはご持参の場合
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-163
鶴見緑地パークセンター HP 広告バナー担当宛て
- ・FAX の場合 : 06-6911-8714

【咲くやこの花館】

- ・郵送またはご持参の場合
〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園 2-163
咲くやこの花館 HP 広告バナー担当宛て
- ・FAX の場合 : 06-6913-8711

【南港 BTB、南港中央野球場、南港中央庭球場、南港中央公園バーベキュー広場】

- ・郵送またはご持参の場合
〒559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東 8 丁目 5-132
南港中央野球場・庭球場管理事務所 HP 広告バナー担当宛て
- ・FAX の場合 : 06-6614-0825

【大東 GTG、大東市立市民体育館、大東市立テニスコート、大東市立龍間運動広場】

- ・郵送またはご持参の場合
〒574-0014 大東市寺川 1-20-20
大東市立市民体育館 HP 広告バナー担当宛て
- ・FAX の場合 : 072-871-3202